

呉駅周辺地域総合開発（第１期）

呉駅周辺地域の賑わい創出に向けたキッチンカー出店実証実験 協力事業者募集要項

1 目的

呉駅周辺地域総合開発では、そごう呉店跡地への複合建物、駅前広場に一般国道３１号呉駅交通ターミナルを整備しています。交通ターミナルの２階デッキについては、整備は国が行いますが、その後の賑わいの創出や機能強化については地元自治体である呉市も検討を進めています。その賑わい創出の一つとして、キッチンカーによる飲食機能等の導入を検討しています。

この実証実験は、アーバンデザインセンター準備室前（以下「UDC準備室」といいます。）にキッチンカーを出店することにより、複合建物及び交通ターミナルが完成するまでの間の呉駅周辺の賑わいを創出するとともに、２階デッキのキッチンカー出店に係る条件や出店スキーム等の整理・検討及びを進めるものです。

2 募集の概要

(1) 移動式店舗

本要項における移動式店舗（以下、「キッチンカー」といいます。）とは、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第２項に規定する自動車、第２条第３項に規定する原動機付自転車、第２条第４項に規定する軽車両において、公衆衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条による営業の許可を受けるのに必要な設備を備えたものをいいます。

(2) 出店募集場所

呉市西中央１丁目３番３１号 呉駅西中央ビル１階UDC準備室前スペース（詳細別紙２平面図）



(3) 実証実験（出店）期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

土・日・祝，年末年始（1 2 月 2 9 日（火）～1 月 3 日（日））を除く

※令和 8 年 9 月 1 日（火）までに協力事業者の決定通知が出ていない場合は決定通知到着後より出店可能となります。

※出店は 1 日 1 店舗のみとなります。（先着順）

(4) 出店可能時間

1 0 時 3 0 分から 1 6 時まで

（木曜日のみ， 1 9 時まで出店可能）

(5) 出店料

実証実験への協力のため不要

(6) 募集期間

令和 8 年 8 月 2 7 日（木）から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

3 応募者の資格要件

次の要件のすべてを満たす法人又は個人に限り応募ができます。なお，応募資格の審査に当たり，応募者の情報について，警察その他の関係機関に提供し，又は関係機関から提供を受けることがあります。

(1) キッチンカーでの営業に関し，食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 5 号の規定による営業の許可（呉市内で営業できる許可に限る。以下，「営業許可」という。）を受けた者又は同法第 5 7 条の規定により届出（営業届）をした者。

(2) 当該営業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有する者

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 食品衛生法第 5 5 条第 2 項に掲げる者

イ 呉市暴力団排除条例（平成 2 4 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団員等又はその統制下にある者

4 条件等

(1) 実証実験への協力

本事業は交通ターミナルの 2 階デッキ完成時にデッキにおけるキッチンカーの出店を想定しての実証実験（以下「実験」という。）であり，実験への協力という目的を理解すること。このため，実験期間の間に合計 3 日以上実験に参加すること。

(2) 関係法令等の遵守

ア 食品衛生法その他の関係法令を遵守し，食品の衛生管理に万全を期すこと。

イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号），高圧ガス保安法（昭和 26 年法律

第204号, 呉市火災予防条例その他火気の手扱いに関する法令を遵守すること。

ウ 道路交通法, 駐車場法その他車両の運行・駐停車に関する法令を遵守すること。

(3) 火気・危険物の取扱い

事業協力者は, 消防法令及び高圧ガス保安法並びに呉市火災予防条例を遵守し, ガスボンベ・発電機等の転倒防止, 消火器の備え付け, 燃料補給時の安全確保等, 火災予防に万全を期すこと。

(4) 営業内容

ア アルコール類(酒類全般)を販売しないこと。

イ 営業許可又は営業届(以下「営業許可等」といいます。)が必要なものであって, 当該許可等を受けていないものは, 販売しないこと。

ウ 公序良俗に反する商品の販売, その他社会通念上不適切な営業行為を行わないこと。

(5) ごみの処理

ア 協力事業者(以下「出店者」という。)は, 必ずごみ箱をキッチンカーの直近に設置し, 排出されたごみは, 出店者が持ち帰り適正に処分すること。

イ 「ア」と同様に, 出店に起因して発生した排水及び油類等は, 出店者が持ち帰り適正に処分すること。

ウ 出店者は, キッチンカー及びその周辺並びにUDC準備室を清掃し, 清潔を保つこと。

(6) その他留意事項

ア 実験に参加する日(以下「出店日」という。)の調整は, アプリ(結いネット)を活用するため, アプリへの登録が必須となること。(登録料は無料です。)

イ 雨天等でやむを得ず出店を休止又は中止する場合, または, 大幅に出店時間が短くなる場合は, 市に連絡すること。

ウ 出店者は損害賠償保険に加入すること。

エ 本件出店に起因し, キッチンカー及びこれに附属する備品等を破損, 紛失等した場合であっても, 市は一切責任を負わない。

オ 本件出店に起因し, 発生した周辺施設等の損害又は第三者への損害は, 出店者がすべての賠償責任を負うこと。

カ 本件出店に起因し, 発生した事故やトラブルは出店者が責任をもって対応すること。また, 発生事案等について, その内容を市に報告すること。

キ 本件出店に起因し, 市に苦情が寄せられた場合は市の指導に従うこと。

ク 電気・ガス・水道等のインフラ施設は出店者が用意すること。

- ケ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- コ アレルギー表示義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各出店者の判断で消費者に配慮すること（正確に把握している品目のみ表示し、曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- サ 本要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- シ その他不明な点については、担当者と協議すること。

5 応募から出店終了後までの流れ

1	応募	6 応募方法等(1)提出書類に示す書類を提出してください。
2	書類審査	内容等を市で審査します。
3	協力事業者 決定通知	3 応募者の資格要件を満たした場合には協力事業者決定通知を送付
4	出店日の申込	具体的な出店日を結いネットアプリにて申し込んでください。 ※出店日の1週間前まで予約を受け付けます。 ※結いネットアプリ以外の申込は受け付けません。
5	出店日の承認	結いネットアプリにて出店日を承認します。
6	出店	出店日時、4の条件等を確認し、出店してください。
7	報告	出店後の報告をしてください。 (アンケートフォームにて回答)

6 応募方法等

(1) 提出書類

出店希望者は次の書類を提出してください。

- ア 申込書
- イ 営業許可証等各種許可証の写し
- ウ 損害賠償保険証書等の写し
- エ キッチンカーの外観写真

(2) 応募時における留意事項

- ア 応募時は、(1)提出書類に示す書類一式を呉駅周辺事業推進室に提出してください。(郵送可)なお、本市が指定するアンケートフォームでの申込みも可能とします。提出時に必要に応じてヒアリングを行います。
- イ 応募をもって、本募集要項に同意したものとみなします。

7 決定等

(1) 審査

提出書類で市が応募者の資格要件の審査を行います。

(2) 決定通知

審査の結果，協力事業者に決定した場合には応募者に通知します。

(3) 決定の取り消し

協力事業者が，次に掲げる事項に該当したときは，決定を取り消すことがあります。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募者の資格要件を満たしていないことが判明した場合

ウ 著しく社会的に信用を失う行為により，事業を実施することについて，市がふさわしくないと判断した場合

エ その他，市が不適切と判断する行為があった場合

8 出店の開始

(1) 出店の準備

ア アプリへの登録方法は決定通知後に併せて送付します。登録後，出店希望の日の1週間前までに結いネットアプリで予約し，承認を受けてください。（出店希望日が1月4日（月）から1月8日（金）の場合は，12月22日（月）まで予約してください。）なお，不承認の場合は出店できません。

イ 出店場所に隣接するUDC準備室は，平日10時半から16時まで開放していますので，キッチンカー利用者の方に使っていただくことができます。入室するためには，入口で専用のQRコードをかざし，認証をする必要があります。QRコードを印刷したカードを決定通知に併せて送付します。

(2) 出店の開始

ア 告知を含め，出店の準備から完了まで，出店者の責任のもと，適切に実施してください。また，SNSにより，告知する場合は，「#アーバンデザインキッチンカー」及び「#UDC準備室」のハッシュタグの添付をお願いします。

イ キッチンカーの利用者がUDC準備室を利用したい場合には，(1)アのQRコードを配付・回収してください。

(3) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係わる費用は応募者の負担とします。

(4) 報告

出店日の出店を終えた後に，出店報告を行ってください。また，出店報告をもとに，実施期間終了後に必要に応じて，ヒアリングを行う予定です。

9 留意事項

(1) 責任及びリスク分担の考え方

キッチンカーでの営業に伴い発生する責任・リスクについては、原則、協力事業者が負うものとします。

(2) 提出書類の取扱い・特許権等

ア 著作権の取扱い

提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止について

応募者の提出書類は本事業以外の目的では無断で使用しません。

ウ 特許権等による責任負担について

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標登録等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理手法等を使用した結果生じた責任は提案を行った応募者が負うものとします。

(3) 出店の中止

提出した応募書の内容に反する等，本事業の目的から逸脱し，市から警告等が発せられたにもかかわらず，改善が見られない場合は，出店を中止いただきます。

(4) 実施事業の取扱い

本事業の利用実績は，今後，市が官民連携事業に係わる公募を行った際の事業参入に有利に働くものではありません。

(5) 事業内容の公表について

本事業の実績について，呉市ホームページ等で内容を公表する場合があります。

10 申込先・連絡先

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

呉市役所 呉駅周辺事業推進室

TEL：(0823) 25-5692

メール：kureeki@city.kure.lg.jp

誓約事項・同意事項

以下の事項を必ずお読みいただき、あらかじめ誓約・同意をいただいた上で、申込書の確認欄にその旨を記載し、申し込んでください。

【誓約事項】

- ・ 呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等である者又はその統制下にある者ではないこと。
- ・ 本実施要項第 3 項の応募者の資格要件を満たすこと。
- ・ そのほか、本実施要項に定める事項を遵守すること。

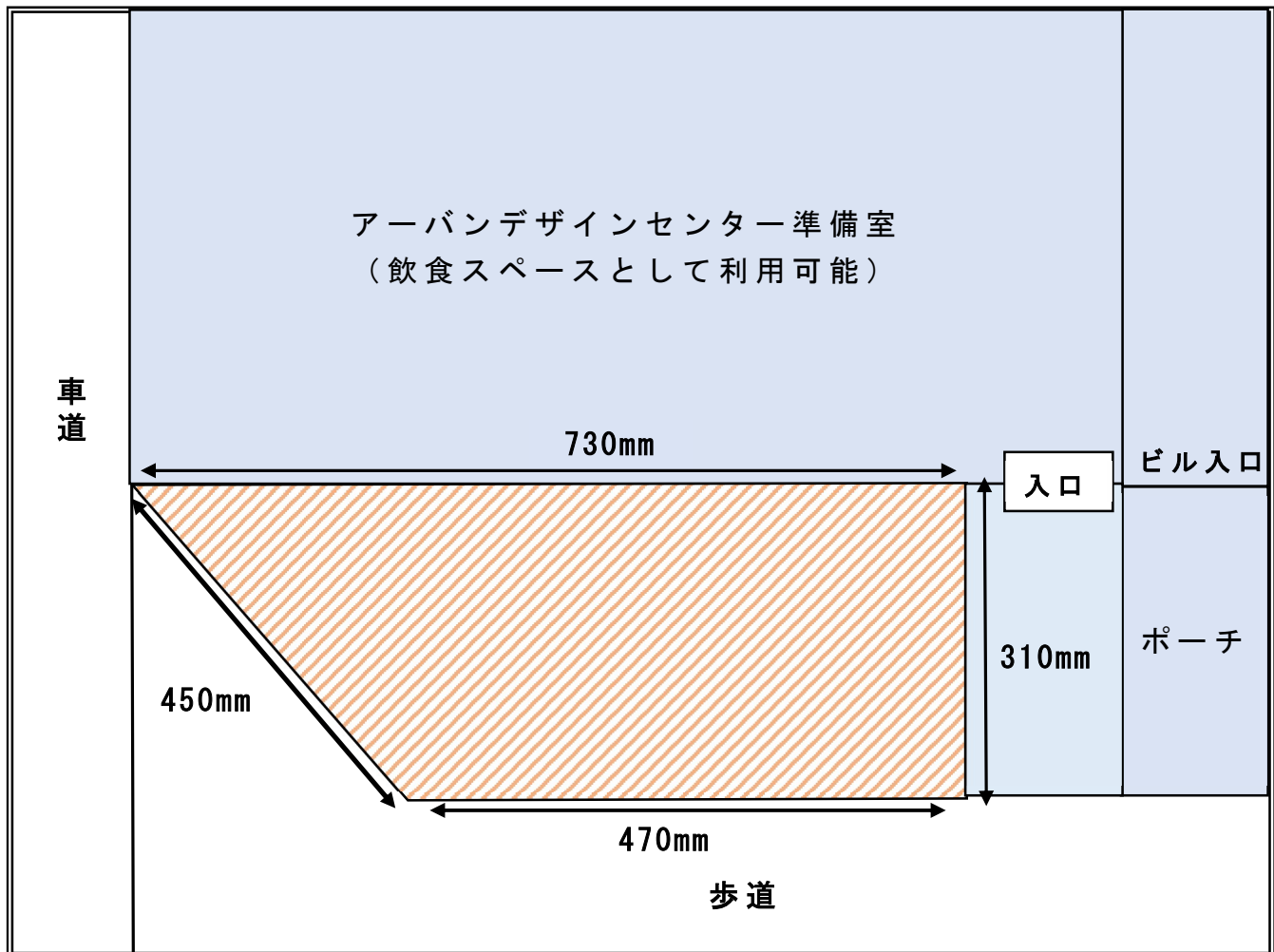
【同意事項】

- ・ 本事業の実績について、呉市ホームページ等で内容を公表する場合があります。
- ・ 応募資格の審査に当たり、応募者の情報について、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。
- ・ そのほか、本募集要項に定める事項を遵守すること。

キッチンカー出店スペース

アーバンデザインセンター準備室前

(呉市西中央1丁目3番31号 呉駅西中央ビル1階)



※  の範囲内で営業してください。(歩道等にはみ出さないようにしてください。)